## 「令和7年度相談支援事業所に係る説明会(集団指導)」受講確認票 確認問題の解答

群馬県監査指導課第三係

## ○確認問題

業務継続計画について、誤っているものを1つ選択してください。

- 1. 業務継続計画は、感染症に係る計画と非常災害に係る計画を策定する必要がある。
- 2. 業務継続計画を策定していない場合でも、減算は特に適用されない。
- 3. 業務継続計画の策定は、令和6年4月1日から義務化されている。
- 4. 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う必要がある。

## <正答>

## 2. 業務継続計画を策定していない場合でも、減算は特に適用されない。

業務継続計画の策定は、**令和6年4月1日から義務化**されています。地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないことを踏まえて、令和7年3月31日までの間、当該減算を適用しないこととなっていましたが、令和7年4月1日より、<u>業務継続未策定減算</u>が適用されます。また、令和7年4月1日より、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合であっても、業務継続計画を策定していない場合には減算が適用されます。危険発生時において迅速に行動ができるよう業務継続計画を策定し、適切な運営に努めてください。

(説明箇所:(6)災害(業務継続計画等)に関して)

<基準省令(平成24年3月13日厚生労働省令第28号)第28条の2 他>